

## 第16回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成27年2月25日(水)  
ところ 尼崎市議会棟 第3委員会室

### 1 第15回議事要旨の確認について

### 2 協議事項に基づく意見交換について

### 3 その他について

#### (添付資料)

- 資料1 第16回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿
- 資料2 第15回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 動物譲渡実施要領(案)
- 資料4 尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度 変更案

## 第15回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

### 1 日 時

平成26年11月26日（水） 午後2時から午後4時

### 2 場 所

尼崎市保健所 乳幼児相談室

### 3 出席者

#### (1) 委 員9名（五十音順 敬称略）

上田つた子、植村興、桑畠和子（入江委員代理）、笹木眞理子、佐藤由希子、瀬戸口敬幸、藤村貴代美、宮座欣枝、安福章（保健所長代理）

#### (2) 事務局

宮永生活衛生課長、林生活衛生課動物愛護担当係長、三宅生活衛生課動物愛護センター技術員

### 4 議事の大要

#### (1) 委員の代理出席について

- ・団体からの委員の代理出席について要綱に定めはないが、議長により認められた。N P O 法人C. O. Nの入江委員の代理として桑畠委員が出席した。

#### (2) 第14回会議の議事要旨について

- ・事務局から各項目について進行状況の説明があり了承された。

### 意見

#### 【災害時のペットについての啓発チラシについて】

- ・C. O. Nが戸内の社協の防災訓練の時等に利用した。わかりやすくて良いチラシだ。

#### 【飼い主のいない猫対策の啓発看板について】

- ・センター作成の啓発看板案は単なる餌やり禁止の看板になっていないか？
- ・T N Rとともに環境美化活動として取り組んでいる側面もあるので、「えさやり禁止」だけ強調され全てひとくくりにされると、やっていることが否定されてしまう。
- ・従来の餌やり禁止の看板で、猫が減るという事はなく、問題が解決したことではない。
- ・看板を出すからには皆が納得するものにしてほしい。
- ・12年間、社協で地域猫の必要性を呼び掛けてきたが、猫対策の宣伝が行き届いていないので、市民が正しく理解していないのが一番の問題だ。何よりも啓蒙が必要。
- ・のら猫の適正な管理ができている人もいるらしいが、はたから見てちゃんとやっているかどうか分かるのか？他人の車庫などで無断で餌やりしている人もいる。猫の餌と言えないような麺類や竹輪を与え、どうして避妊去勢などの対策はしないのかと注意すると逆切れする人もいる。迷惑を掛けないように適正に世話をしているケースは知らない。

- ・2通りの看板が必要なのではないか。1つはえさやりだけしている人向けに、「無責任なえさやりはしないように」との看板、もう1つは適正な活動をしている地域におけるTNR活動等を説明する看板。基金を使って、プラスチック製の看板を作成して欲しい。

- ・他自治体の啓発看板例が多数あるので尼崎も参考してほしい。(啓発看板資料の提出あり)

(事務局)

- ・協議会で啓発看板を要請されたので作成したが、意見を参考に検討したい。

#### 【作成中の猫対策説明パンフレットについて】

- ・飼い主のいない猫対策について説明するためのパンフレットが、後は印刷するだけになっているはず。説明会に必要なので至急印刷を進めてほしい。
- ・災害時のペット対応については、センターが作成したものが分かりやすいので、災害のページについては差し替ええた方がいいのではないか。
- ・パンフレットの中でも改善すべきページがある。

(事務局)

- ・デザイン作成を担っているC.O.Nの方から、著作権等について確認作業を行っているので、確認が出来次第印刷したい。パンフレットの関係者との打ち合わせをするようにしたい。

#### 【猫の不妊去勢手術助成金制度について】

- ・オスの手術や地域枠の復活等、助成金のシステムの改善は懸案である。関係者で分科会を開催するべき。
- ・助成金を使った後のデータを整理したら、データを基に効果が目に見える形になる。
- ・実績として上がらないといけない。成果を出す必要がある。
- ・猫の手術後やいなくなった後も地域の管理を続けなければ意味がない。良い状態を維持できるモデル地域が必要。
- ・現場の愛護推進員やボランティアが動きやすいように、助成金はうまく設計するべき。

#### 【動物愛護推進員について】

- ・センターは推進員の活動や企画の補助をするということでよいか。推進員のネットワークづくりと企画・意見交換のため、推進員の会合を早急に開催してほしい。
- ・動物愛護推進員とセンターの協働の譲渡会の提案はどうなったか?
- ・協議会に動物愛護推進委員の席を設けるべきではないか。

(事務局)

- ・譲渡会は譲渡対象動物が少ない等の条件が整わずこの秋は見送った。今後開催することは考えている。市役所付近で犬猫譲渡会と猫の相談会等を同時にできればよい。
- ・協議会に推進員の席を設けるかどうかについては今後検討する。

### (3) 団体譲渡制度について

- ・収容動物の再譲渡を前提に、ボランティアグループ等にセンターから譲渡する団体譲渡制度ができるのは喜ばしい。制度は一度やってみて、改善していけばいい。
- ・団体の定義を定めておく必要がある。団体譲渡の対象となる団体はどのような条件で決めるのか？NPO 法人なのか、規約が必要なのか？
- ・団体譲渡はいつからできるか？
- ・飼養施設はどのようなものか？5匹を上限とするはどういうことか？
- ・譲渡された動物が病弱でなかなか譲渡できない場合等、市や動物愛護基金からの資金援助等があるべきではないか？
- ・譲渡後の動物への責任は団体が持つものだ。譲渡困難な動物を保護するかどうかは団体が選択すること。団体への寄付を求める事もできるのでは。
- ・施設が適正かどうか、申告が本当かわからないのでは？
- ・他市の例では、市民が団体譲渡によって保護している動物でも、市のホームページで紹介している。そのような、団体譲渡先に対する支援も検討してほしい。
- ・団体譲渡があっても、あくまでも、センター自体が譲渡拠点施設になってほしい。

(事務局)

- ・団体譲渡制度の詳細は2月に要綱（案）を協議会に提出する予定である。
- ・現在の飼養施設の想定は、1カ所に犬猫5頭が適正に飼える施設だ。例えば団体に本部と支部があればそれぞれ5頭が飼える。
- ・飼養施設はセンター職員が訪問できるように、約10キロ範囲を想定している（4市は含まれる）。飼育状態の確認のため年1回の確認等を行うことを検討している。
- ・団体譲渡に頼るのでなく、センターで譲渡できるものはセンターで所有だ。団体譲渡はあくまでセーフティーネットとして活用される。

(4) その他委員からの意見

- ・2月で2年間の今期協議会が終了するので、次回にはそのまとめと共に申し送りする事項を協議したい。取り組んだ課題は、1年目は啓発パンフレットについて、2年目は推進員と団体譲渡についてだった。
- ・行政だからこそアピールできることを打ち出してもらいたい。
- ・動物を購入する段階の飼い主に対して、適正に飼うことの大変さを啓発してほしい。無責任飼い主の尻拭いをするのが大変である。飼うことを安易に考えている人が多い。
- ・犬を飼いたいと思っても知識のない人達に、犬を正しく飼うためにどうしたらいいか伝えてほしい。
- ・犬猫を購入して2、3ヶ月で手放す人もいる。予防接種や飼育費用を惜しんで手放す人もいる。ペットショップに飼い主研修を義務付ける等、モラルが低い無責任な飼い主をなくすためのことをしていくべき。
- ・ペット業者の中には大量生産するところもあり、大量遺棄が今後増えると思われる。
- ・尼崎市は市政100周年を2年後に控え、街づくり基本条例を作ろうとしている。動物行政も100周年の流れで動物愛護条例をつくるとか、環境省の殺処分ゼロを目指す牧原プロジェクトに乗った動物愛護イベントを行ってはどうか。
- ・動物愛護法を浸透させることが一番必要だ。

- ・地域猫については、実績の数字を出すこと。
- ・行政ができることが多い。視覚的にアピールをするとよい。例えば、地域猫のモデル地域やサンプルの写真を公開する。耳カット猫と人が打ち解けている微笑ましい情景等を見せるとよい。数字も大切。団体譲渡の成功事例をアピールする。譲渡数を把握して、成果として殺処分が大幅に減らせたこと等を関連付けて広報するとよい。また、子供達への命の教育も必要である。学校飼育動物が減っているらしいが、獣医師会、教育委員会と連携をして、子供に命の大切さを教えること
- ・こういう事はコツコツと、時間をかけてやらなければならない。証拠を見せる、表に出て出しやばることも必要だ。

以 上

# 動物譲渡実施要領(案)

## 1 要旨

この要領は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第30条第1項並びに尼崎市動物の愛護及び管理に関する規則（平成21年尼崎市規則第31号）第6条の規定による犬又は猫等（以下「動物」という。）の譲渡について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

動物の譲渡を通じて、市民の動物愛護思想の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、模範的な適正飼養者の育成に努めることを目的とする。

## 3 譲渡対象動物

(1) 動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定により収容した犬で条例第29条第1項の規定による告示によっても所有者が判明せず、同条第3項の規定により処分することができるもので市長が譲渡可能と認めたもの。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第3項の規定により引き取った犬若しくは猫若しくは法第36条第2項の規定により収容した動物で尼崎市動物の愛護及び管理に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定による告示によっても所有者が判明せず同規則第2項の規定により処分することができるもの並びに法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくは猫で市長が譲渡可能と認めたもの。

## 4 譲渡の種類

### (1) 個人譲渡

個人譲渡対象者は別表1に掲げる譲渡対象者選定基準に適合する者とする。

### (2) 団体譲渡

譲渡の対象団体（個人活動者を含む。以下「団体」という。）は別表2に掲げる譲渡対象団体選定基準に適合し、尼崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）

の譲渡対象団体名簿に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

## 5 譲渡方法

### (1) 個人譲渡

#### ア 申込み

譲渡を希望する者は、動物譲渡申込書（様式第1号）に譲渡調査票（様式第2号）を添え、譲渡を申し込むものとする。

#### イ 審査及び承認

動物譲渡申込書を受理後、市長は、譲渡調査票による書類審査並びに飼養環境調査票（様式第3号）による現地調査等の結果を総合的に判断し、譲渡を承認する者にはその旨を通知する。また、譲渡を承認しない者にもその旨を通知し、その理由を説明するものとする。

#### ウ 譲渡前体験飼養

譲渡を承認された者のうち譲渡前の体験飼養を希望する者は、体験飼養申込書（様式第4号）を提出するものとする。体験飼養の申し込みがあった場合、市長は、期間を定めて、譲渡前の体験飼養を承認することができる。

#### エ 誓約書の提出

譲渡対象者には、動物の飼養管理に必要な事項をあらためて指導するとともに、誓約書（様式第5号）を徴するものとする。

### (2) 団体譲渡

#### ア 登録申込み

登録を希望する団体は、登録申請書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を提出して申請しなければならない。

#### イ 審査及び登録

市長は登録申請のあった団体について、譲渡対象団体選定基準への適合についての審査及び現地調査等を行い、適合する場合には譲渡対象団体名簿に登録する。登録を承認する団体には登録通知書（様式第8号）を交付する。また、登録を承認しない団体にもその旨を通知し、その理由を説明するものとする。

#### ウ 登録事項の変更

登録団体は申請事項に変更があった場合は、登録事項変更届（様式第9号）により速やかに届け出なければならない。

#### エ 報告書の提出

登録団体はセンターから譲渡された動物を別の譲渡希望者に譲渡したときは、速やかに譲渡等報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

才 登録の取り消し

登録団体が別表2に定める選定基準を満たさなくなったときにはその登録を取り消し、その旨を当該団体に通知するものとする。

カ 登録の廃止

登録団体は、登録を廃止する場合は速やかに登録廃止届出書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 譲渡後の調査

市長は、必要に応じ、譲渡後の動物の飼養管理状況等について調査を行うことができるものとする。

以 上

附 則

この要領は、平成12年 6月 1日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 5月 7日から施行する。

この要領は、平成25年 1月24日から施行する。

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

別表1

譲渡対象者選定基準

1. 尼崎市、伊丹市、宝塚市、西宮市に在住する成人であること。
2. 動物を飼養することについて家族全員の同意を得ていること。
3. 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅等の場合は、管理規約や賃貸契約等で動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）を提出できること。
4. 猫は室内飼養ができること。犬は必要に応じて室内飼養ができること。
5. 現在、他の動物を飼養しているときは、譲渡される動物と良好な関係を構築できること。
6. 誓約書（様式第5号）の内容及び関係する法令等を理解し遵守できること。
7. 上記のほか、動物愛護センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

### 譲渡対象団体選定基準

1. 尼崎市の譲渡事業に協力し、新たな譲渡先を探す非営利の活動を行っている個人又は団体（以下「団体」という。）であること。
2. 団体の代表者は市内に在住する成人であること。
3. 団体の活動拠点（本部及び支部の飼養施設所在地）は、センター職員が現地調査できる範囲に存在すること。また、それぞれの活動拠点に成人の責任者を置くこと。
4. 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅等の場合は、管理規約や賃貸契約等で動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）を提出できること。
5. 多頭数を飼養することによって近隣地域の生活環境が損なわれる事態を生じさせないこと。
6. 誓約書（様式第7号）の内容及び関係する法令等を理解し遵守できること。
7. 新たな飼養者へ譲渡した動物についての責任は、団体が負うことを了承すること。
8. 上記のほか、動物愛護センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

## 動物譲渡申込書

平成 年 月 日

尼崎市長

申請者 住所〒  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 ( ) -

次のとおり 犬・猫・( ) の譲渡を申し込みます。

譲渡を希望する理由				
希望内容	種類	種類を問わない		
	年齢	子・成・問わない	体格	
	性別	雄・雌・問わない	毛色	
	その他			
飼養場所				
主な飼養者	氏名		年齢	歳
家族の同意				

ここから下は記入しないでください。

平成 年 月 日 上記の申し込みを			<input type="checkbox"/> 承認する
(不承認理由)			<input type="checkbox"/> 承認しない

所長	係長	係	公文書公開の区分	
			<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
			条例第7条第 号該当	
			<input type="checkbox"/> 部分公開	平成 年 月 日まで

## 譲渡調査票

この調査票は、あなたと譲渡される動物がともに幸せに暮らしていけるように、また身近な所で発生している家庭動物（ペット）をめぐる様々な問題への対策をあらかじめ考えていただくために質問させていただいています。

## A ご家庭のことをお尋ねします。

A-1	動物を希望し、主として世話をされるのはどなたですか。		
氏名		TEL	
住所		Fax	
緊急時連絡先（勤務先等）	TEL	Fax	
記入者との関係			

A-2	希望の動物についてお尋ねします。				
種別	<input type="checkbox"/> 子犬	<input type="checkbox"/> 成犬	<input type="checkbox"/> 子猫	<input type="checkbox"/> 成猫	<input type="checkbox"/> その他
もう少し細かい点について希望することがあればお書きください。 (例：品種 性別 年齢 毛色 体格 その他)					

A-3	A-2の動物と生活を共にするご家族についてお書きください。近い将来同居する予定のある方についてもお願ひします。				
-----	---	--	--	--	--

続柄	年齢	性別	職業
本人			

続柄	年齢	性別	職業

A-4	現在のお住まいについてお尋ねいたします。			
種別	<input type="checkbox"/> 持ち家	<input type="checkbox"/> 民間賃貸	<input type="checkbox"/> 社宅	<input type="checkbox"/> その他
形態	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 連棟	<input type="checkbox"/> 集合住宅	<input type="checkbox"/> その他
管理規約、賃貸契約などで動物の飼育は禁止されていませんか。				
<input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> 制限付許可 <input type="checkbox"/> 禁止だが飼っている人が多い <input type="checkbox"/> 禁止ではない <input type="checkbox"/> 不明				
※ 制限付許可のときその制限の内容は				
転居について				
<input type="checkbox"/> 近く転居予定      いつ      どこに <input type="checkbox"/> 将来転居したいと考えている <input type="checkbox"/> 転居する可能性は低い <input type="checkbox"/> 転居するつもりはない				

A-5	ご家族の中で動物が苦手な方、動物に対してアレルギー反応が出る方（触るとかゆくなる。近づくと咳が出る等）はいませんか。			
<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不明				

A-6	あなたのご家族全員が動物を新たな家族として迎え入れることに賛成していますか。			
<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 賛成だが消極的な者がいる <input type="checkbox"/> 反対の者がいる <input type="checkbox"/> 不明				

A-7	主として世話をする方が不在のとき、かわりに食事の世話や散歩などができる人がいますか。			
<input type="checkbox"/> いる      どなたですか（ <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不明				

A-8	旅行などで、家族全員が何日も留守にすることがありますか。			
<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> いる				

A-9	将来、あなたが動物を飼えなくなった場合に飼育できる方がいますか。			
<input type="checkbox"/> いる      どなたですか（ <input type="checkbox"/> いない				

B あなたやご家族の動物飼育に関する経験等をお尋ねします。

B-1	現在動物を飼っている場合、すべての動物について下欄に記入してください。								
	<input type="checkbox"/> 飼っている	<input type="checkbox"/> 飼っていない	種類	性別	年齢	入手方法	避妊去勢	ワクチン	健康状態

B-2 動物を現在飼っている、又は過去に飼ったことがある方にお尋ねします。飼っていることで近隣から苦情をいわれたり、トラブルに巻き込まれたことはありませんか。

<input type="checkbox"/> ある	どんな内容ですか（ ）
<input type="checkbox"/> どうなりましたか（ ）	
<input type="checkbox"/> ない	
他の人に咬みついたり、ひつかいたり、押し倒してけがをさせたことはありますか。	
<input type="checkbox"/> ある	その時の状況、相手のけがの程度
事故処理はどうなりましたか	
そのとき動物にはどのような措置をとりましたか	
<input type="checkbox"/> ない	

他の人の動物の飼い方が迷惑と思ったり、問題があると思ったことはありますか。

<input type="checkbox"/> ある	具体的な内容
<input type="checkbox"/> ない	

かかりつけの動物病院はありますか。

<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> とくにない
-----------------------------	--------------------------------

C 謾渡された動物を迎えるにあたり、人と動物がともに寄り添い、楽しく生活していくためにお尋ねします。

C-1

謾渡された動物が予想に反してなつかなかつたり、鳴く、吠える、咬む等の問題が生じても制御できなかつたとき、どのように対処しますか。

C-2

犬を希望する方にお尋ねします。犬が寂しがって夜通し鳴き続けたり、深夜緊急自動車のサイレン等に呼応して遠吠えを続けた場合、どのように対処しますか。

C-3

猫を希望する方にお尋ねします。猫は事故防止と感染症予防のため室内飼育が必須条件です。夏場の暑さ対策と逸走防止策が重要です。大切な猫を守るためにどのように対処されますか。

C-4

現在、他の動物を飼っている方にお尋ねします。謾渡された動物が先住の動物と仲良くなれない場合や、仲良くしていくても将来的に仲違いする場合があります。そのときはどのように対処されますか。

住宅の状況

屋外飼育： 住宅敷地と家屋の配置、主に犬をつなぐ場所、周囲の道路と隣家の関係を略図で結構ですので図に書いてください。

屋内飼育： 住宅の間取りと主な飼育場所を図に書いてください。

動物の譲渡について、どのようにお知りになりましたか。

## 飼養環境調査票

調査日時：平成 年 月 日  
調査者

住所
氏名
調査に立ち会った方

希望する動物
--------

住宅関係略図	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>主に屋外飼養の場合</u> 敷地と家屋の配置、隣接する道路、家屋等を明記し、係留する予定の場所に○印を入れる。例外的に屋内に入れる場合は場所を明記する。</li> <li>・<u>主に屋内飼養の場合</u> 家屋の間取り、主に飼養する場所の範囲、逃走の危険のある箇所、その他安全対策上（電気、ガス、家具等による危険）の問題箇所を明記する。</li> </ul>	

周辺環境	<input type="checkbox"/> 住宅地	<input type="checkbox"/> 商業地	<input type="checkbox"/> 工業地	<input type="checkbox"/> 農地	<input type="checkbox"/> その他	備考
隣接道路	<input type="checkbox"/> 交通量多い <input type="checkbox"/> 人通り多い	<input type="checkbox"/> 交通量少ない <input type="checkbox"/> 人通り少ない				
住宅の状況	種別		住宅関係書類の確認			備考
<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合 <input type="checkbox"/> 連棟	<input type="checkbox"/> 確認実施 <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 賃貸契約書、管理規約等 <input type="checkbox"/> 家主等の同意書			

現在飼っている動物について（個別に全て記入）					
種類	性別 (雌性・去勢)	年齢	混合ワクチン	健康上の問題	性質、性格上の問題
			実施 年 月 未実施		
			実施 年 月 未実施		
			実施 年 月 未実施		
			実施 年 月 未実施		

上記の動物と譲渡希望動物との関係での問題点、申込者が不安に思っている事などを具体的に記載する。

家族の意見（調査時に立ち会った家族の意見について）
---------------------------

その他
-----

## 総合意見

飼養環境についての調査者意見：希望者への助言の概要

希望者及び家族の反応、譲渡を希望するにあたっての意識、意欲についての調査者意見

現在飼養中の動物との関係での調査者意見

その他

## 体験飼養申込書

平成 年 月 日

尼崎市長あて

住所 \_\_\_\_\_

申込者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

譲渡を承認していただきました、次の動物の譲渡前体験飼養（以下「体験飼養」という。）を申し込みます。体験飼養を行うにあたっては、下記の事項を遵守することを誓約します。

動物		区分	保護	負傷	有引取	無引取	収容日	
種類		性別		年齢		毛色		
譲渡前体験飼養期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで				

## 記

- 1 体験飼養期間中は、尼崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の指示に従い、人への危害を防止するとともに、他人に迷惑をかけないよう適正に飼養管理を行います。
- 2 体験飼養に要する費用はすべて自らが負担します。
- 3 体験飼養期間中は、センターが指示をした迷子札等を当該動物に装着します。
- 4 体験飼養期間中に当該動物が逸走した場合は、速やかにセンターに報告するとともに、自らの責任において発見に努めます。
- 5 体験飼養期間中に自らの不注意により当該動物が怪我をしたり、病気になった場合は、速やかにセンターに報告するとともに、自らの責任において必要な治療を受けさせます。
- 6 体験飼養期間中に当該動物が人の生命、身体及び財産を侵害した場合は、自らの責任において対処するとともに、尼崎市から管理責任を問われた場合もこれにすべて応じます。
- 7 体験飼養期間中に自らの不注意により当該動物を死亡させた場合は、速やかにセンターに報告するとともに、尼崎市から管理責任を問われた場合もこれにすべて応じます。
- 8 体験飼養期間中に当該動物の飼い主が判明した場合は、速やかに体験飼養を中止し、センターに返還します。
- 9 体験飼養期間中に当該動物により問題が起きたとしても尼崎市に対して一切の責任を問いません。また、損害を受けた場合も、尼崎市に対して一切の賠償を請求しません。
- 10 体験飼養終了後、当該動物の譲渡を希望しない場合は、速やかにセンターに返還します。

ここから下は記入しないでください。

平成 年 月 日	所長	係
上記の申し込みを □承認する。 □承認しない。		

## 誓約書（犬用）

平成 年 月 日

尼崎市長様

誓約者 住所

氏名

印

私は、尼崎市動物愛護センターから、次の犬の譲渡を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

種類		収容日	NO.		
性別		年齢		毛色	

記

- 1 譲渡を受けた犬の登録を行い、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせます。また、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を当該犬に必ず装着させます。
- 2 譲渡を受けた犬の習性、生理、生態等を理解し、当該犬にみだりに苦痛を与えないよう注意するとともに、人の生命、身体又は財産に害を加え、及び近隣に迷惑をかけないよう関係法令を守り適正に飼養します。
- 3 譲渡を受けた犬を終生飼養するとともに、万一、やむを得ない理由により終生飼養できなくなった場合は、自らの責任において新たな所有者を見つけ、その結果を尼崎市動物愛護センターに報告します。
- 4 譲渡を受けた犬が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じます。
- 5 譲渡を受けた犬の繁殖を防止するための必要な措置を講じます。
- 6 譲渡を受けた犬の疾病の予防などの健康管理を行います。
- 7 譲渡を受けた犬を飼養して営利を目的とした行為及びこれに類する行為を行いません。
- 8 譲渡を受けた犬に病気、行動、その他の問題があった場合、或いは当該犬により問題が起きた場合も、尼崎市に対して一切の責任を問いません。また、損害を受けたときも賠償を請求しません。
- 9 譲渡を受けた犬の所有者が現れ返還を求めた場合は、当該犬を速やかに無条件で返還します。
- 10 譲渡を受けた犬について、尼崎市動物愛護センターが実施する調査に協力します。
- 11 譲渡を受けた犬を終生飼養することができなかった場合、尼崎市に対して新たな動物の譲渡を求めません。
- 12 その他、譲渡を受けた犬の飼養等について尼崎市の指示に従います。

## 誓約書（猫用）

平成 年 月 日

尼崎市長様

誓約者 住所

氏名

印

私は、尼崎市動物愛護センターから、次の猫の譲渡を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

種類		収容日	NO.	
性別		年齢	毛色	

記

- 1 謾渡を受けた猫の習性、生理、生態等を理解し、当該猫にみだりに苦痛を与えないよう注意するとともに、人の生命、身体又は財産に害を加え、及び近隣に迷惑をかけないよう関係法令を守り適正に飼養します。
- 2 謾渡を受けた猫を終生飼養するとともに、万一、やむを得ない理由により終生飼養できなくなった場合は、自らの責任において新たな所有者を見つけ、その結果を尼崎市動物愛護センターに報告します。
- 3 謾渡を受けた猫の逸走等に必要な措置を行い、室内で飼養します。
- 4 謾渡を受けた猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じます。
- 5 謾渡を受けた猫の繁殖を防止するための必要な措置を講じます。
- 6 謾渡を受けた猫の疾病の予防などの健康管理を行います。
- 7 謾渡を受けた猫を飼養して営利を目的とした行為及びこれに類する行為を行いません。
- 8 謾渡を受けた猫に病気、行動、その他の問題があった場合、或いは当該猫により問題が起きた場合も、尼崎市に対して一切の責任を問いません。また、損害を受けたときも賠償を請求しません。
- 9 謾渡を受けた猫の所有者が現れ返還を求めた場合は、当該猫を速やかに無条件で返還します。
- 10 謾渡を受けた猫について、尼崎市動物愛護センターが実施する調査に協力します。
- 11 謾渡を受けた猫を終生飼養することができなかった場合、尼崎市に対して新たな動物の譲渡を求めません。
- 12 その他、譲渡を受けた猫の飼養等について尼崎市の指示に従います。

様式第6号

## 登録申請書

平成 年 月 日

尼崎市長

申請者 住所 〒  
 氏名  
 電話 ( ) -

尼崎市の動物譲渡実施要領の規定に基づき、下記のとおり団体登録について関係書類を添えて申請します。

団体	名称	
	所在地	〒
	電話	( ) -
代表者	氏名	
	住所	〒 尼崎市
	電話	( ) -
飼養施設 1	所在地	〒
	管理責任者氏名	
	電話	( ) -
飼養施設 2 (施設が3以上ある場合は別紙記載のこと)	住居	<input type="checkbox"/> 戸建て(持ち家・借家) <input type="checkbox"/> 集合住宅(持ち家・借家) 契約書又は家主等の飼養承諾書(有・無)
	飼養する動物の種類及び最大飼養数	犬(頭) 猫(頭) 計(頭)
	所在地	〒
飼養施設 2 (施設が3以上ある場合は別紙記載のこと)	管理責任者氏名	
	電話	( ) -
	住居	<input type="checkbox"/> 戸建て(持ち家・借家) <input type="checkbox"/> 集合住宅(持ち家・借家) 契約書又は家主等の飼養承諾書(有・無)
飼養する動物の種類及び最大飼養数	犬(頭) 猫(頭) 計(頭)	
備考		

※1 代表者、管理責任者の住所、氏名を確認できる証明書(運転免許証、健康保険証等)及び契約書又は家主等の飼養承諾書のコピーを添付してください。

※2 飼養施設の平面図を添付してください。

平成 年 月 日

尼崎市長

住所

氏名（団体にあっては代表者氏名）

電話（　　）—

### 誓 約 書

尼崎市動物愛護センターへの譲渡対象団体の登録及びセンターからの収容動物の譲り受けにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 謙渡を受けた動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産に害を加え、近隣に迷惑をかけないように適正に飼養すること。
2. 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」及び「狂犬病予防法」等に定められた事項を遵守すること。
3. 謙渡を受けた動物を利用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
4. 謙渡を受けた動物に、病気、行動、その他の問題があった場合、あるいは当該動物により問題が起きた場合も、尼崎市に対して一切の責任を問わないこと。また、当該動物により損害を受けた場合又は与えた場合も尼崎市に賠償を請求しないこと。
5. 謙渡を受けた動物の所有者が判明し、返還を求められた場合は当該動物を速やかに無条件で返還すること。
6. 謙渡を受けた動物について、センターが実施する調査に協力すること。
7. 本誓約内容を遵守していないことが明らかになった時及び謙渡対象団体選定基準を満たさなくなった時に団体の登録を取り消された場合、不服を申し立てないこと。
8. その他動物愛護センターの指示に従うこと。

尼保生第 号  
平成 年 月 日

様

尼崎市長

### 登録通知書

年 月 日に申請のありました団体の登録について、譲渡対象団体として認められ、譲渡対象団体名簿に登録されましたので通知します。

## 登録事項変更届

平成 年 月 日

尼崎市長

届出者 住所(〒)  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話 ( )

登録事項について変更がありましたので、動物譲渡実施要領の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更した登録事項	<input type="checkbox"/> 団体の名称、所在地、電話番号 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名、住所、電話番号 <input type="checkbox"/> 飼養施設の所在地、管理責任者氏名、電話番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	変更前	
変更内容	変更後	
変更理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 借家、集合住宅の場合の飼養同意書 <input type="checkbox"/> 飼養施設周辺の地図、施設の見取り図 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考		

## 譲渡等報告書

平成 年 月 日

尼崎市長

報告者 住所 〒

団体名

代表者氏名

電話 ( )

尼崎市動物愛護センターから団体譲渡を受けた動物について、動物譲渡実施要領の規定に基づき、下記のとおり報告します。

団体等	名称			
	所在地	〒		
	電話	( )		
代表者	氏名			
	住所	〒 尼崎市		
	電話	( )		
センターからの 譲り受け日	年	月	日	
動物	種類	犬・猫	性別	雄・雌
	年齢(推定)	歳(カ月)	毛色	
新たな飼い主への 譲渡日	年	月	日	
新たな飼い主	氏名			
	住所	〒		
	電話	( )		
登録年月日	年	月	日	
登録番号				
備考				

※ 譲渡動物と新しい飼い主の飼養施設の写真を添付してください。

## 登録廃止届

平成 年 月 日

尼崎市長

報告者 住所 〒  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話 ( )

譲渡対象団体の登録を廃止するため、動物譲渡実施要領の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

団体等	名称	
	所在地	〒
	電話	( )
代表者	氏名	
	住所	〒 尼崎市
	電話	( )
活動廃止年月日	年 月 日	
備考		

# 《尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度 変更案》

日制度	新制度		
①仮手続期間が5期に分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>手術期間、仮手続期間を4期に再編</li> <li>各期の手術の仮手続対象に、第1期～第3期の間に手術済で助成金が未交付のものを含める</li> </ul>		
【第1期】 5月1日から5月31日までの期間に手術を行つたもの 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に手術を行つたもの 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に手術を行つたもの 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に手術を行つたもの 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に手術を行つたもの	<p>【第1期】 4月1日から6月30日までの期間に手術を行つたものの仮手続期間は5月1日から6月30日まで。 【第2期】 7月1日から9月30日までの期間に手術を行つたものの仮手續期間は8月1日から9月30日まで。 【第3期】 10月1日から12月31日までの期間に手術を行つたものの仮手續期間は11月1日から12月31日まで。 【第4期】 4月1日から12月31日までの期間に手術を行い、本助成金の交付を受けなかつたものの、並びに1月1日から3月31日までの期間に手術を行つたものの仮手續期間は2月1日から3月31日まで。</p>		
②1期毎の助成金配分が均等	<p>繁殖期である春から秋にかけての助成額を増額</p> <table> <tr> <td>【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手続を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した</td> <td>【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した</td> </tr> </table>	【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手続を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した	【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した
【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手続を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した	【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第2期】 6月1日から6月30日までの期間に仮手續を完了した 【第3期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手續を完了した 【第4期】 8月1日から8月31日までの期間に仮手續を完了した 【第5期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手續を完了した		
③不妊手術対象が雌猫のみ	<p>雄猫にも対象を拡充</p> <table> <tr> <td>雄猫：5,000円／匹</td> <td>雄猫：10,000円／匹</td> </tr> </table>	雄猫：5,000円／匹	雄猫：10,000円／匹
雄猫：5,000円／匹	雄猫：10,000円／匹		